

対象防火建築物 (令別表第1)		1. 避難器具を必要とする場合		2. 必要個数	3. 適応避難器具				
		必要とする階並びに建物の 構造条件	その階の収容 人員(M人)	算定基準 ()内	地 階	2 階	3 階	4.5 階	6階 以上
(6)イ (6)ロ (6)ハ	病院 福祉施設 幼稚園等	2階以上の階又は地階 下階に令別表第1の(1)~ (4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、 (15)項に掲げる防火対象物 のあるもの	M 20 M 10	M 100(200) までに1個 100人(200)増 すごとに1個	C D	C D E F G H	E F G H	F F G H	E F G H
(5)イ (5)ロ	旅館・ホテル等 共同住宅・寄 宿舍・下宿	2階以上の階又は地階 下階に令別表第1の(1)~ (4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、 (15)項に掲げる防火対象物 があるもの	M 30 M 10	M 100(200) までに1個 100人(200)増 すごとに1個	C D	A B C D E F G H	C D E F G H	C E F G H	C E F G H
(1)イロ (2)イロ (3)イロ (4) (7) (8) (9) (10) (11)	劇場等 キャバレー等 飲食店 百貨店 学校 図書館 特等客用場 停車場等 神社等	2階以上の階又は地階 (ただし、主要構造部 を耐火構造とした建築 物の2階を除く。)	M 50	M 200(400) までに1個 200人(400)増 すごとに1個	C D	A B C D E F G H	C D E F G H	C E F G H	C E F G H
(12)イ (12)ロ (15)	工場 スタジオ等 一般事務所等	3階以上の階又は地階で 3階以上の無窓階又は地階 " 其他の階	M 100 M 150	M 300(600) までに1個 300人(600)増 すごとに1個	C D	(不要)	C D E F G H	C E F G H	C E F G H
令別表 第1	全対象物	3階 (ただし、キャバレー・ 飲食店等並びに特定 複合用途防火対象物 で、2階に、キャバ レー・飲食店等の用 途部分があるものは 2階 以上の階のうち、避難階 又は地上に通ずる階段が 2以上設けられていない階	M 10	M 100(200) までに1個 100人(200)増 すごとに1個	(不要)	A B C D E F G H	C D E F G H	C E F G H	C E F G H
Advice	主要構造部が耐火構造であり、かつ、避難階段又は特別避難階 段が2以上あるものは()内の数字に読みかえる。 (1) 1段(避難階)及び1階以上は避難器具は不要 (2) 収容人員の算定方法については 13-5(規1, 令別表1) (3) 避難器具は防火対象物の種類ごとに設置する階に適応したものを設 置する。(上表3参照) (4) 避難器具につき各階ごとに必要個数が決まれば、上表3によりそれぞ れの階で指定されたもののうちからいずれかを選ぶ。 (5) 避難器具の設置個数の減免については 46-2 (6) 避難器具の設置個数は上表に記載された個数以上とする。				・上表の適応避難器具 A: 滑り棒 B: 避難ロープ C: 避難はしご D: 避難用タラップ E: 滑り台 F: 緩降機 G: 避難橋 H: 救助袋				